

水道料金表(旧木之本町)

1. 水道料金(消費税抜き)

基本料金			超過料金	
口径	基本水量	料金	超過水量	1m ³ あたり料金
13mm	10m ³ まで (20m ³ まで)	1,620円	11m ³ から20m ³ まで	115円
		(3,240円)	(21m ³ から40m ³ まで)	
20mm		3,860円	21m ³ から50m ³ まで	139円
		(7,720円)	(41m ³ から100m ³ まで)	
25mm		6,020円	51m ³ から70m ³ まで	209円
		(12,040円)	(101m ³ から140m ³ まで)	
			71m ³ から90m ³ まで	257円
			(141m ³ から180m ³ まで)	
			91m ³ 以上	207円
(181m ³ 以上)				
50mm	なし	24,290円	1m ³ 以上	207円
75mm		54,450円		

()内は2ヶ月の場合

2. メーター料(消費税抜き)

口径	貸付料金(1個につき)
13mm	80円(160円)
20mm	180円(360円)
25mm	180円(360円)
50mm	1,900円
75mm	2,400円

()内は2ヶ月の場合

◆ 2ヶ月ごとに検針をしています。(口径の大きいところは毎月検針をしています。)

◆ 検針期間の途中で、開始または中止したときの水量は、各日均等に使用したものとみなし、基本料金およびメーター料を算定します(10円未満は切り捨て)。算定割合は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 使用日数が15日以内のとき | 2分の1 |
| (2) 使用日数が16日以上30日以内のとき | 2分の2 |
| (3) 使用日数が31日以上45日以内のとき | 2分の3 |
| (4) 使用日数が46日以上2ヶ月未満のとき | 2分の4 |

長浜水道企業団